

強度行動障がい支援者養成研修の受講について

H27.3 鳥取県障がい福祉課

強度行動障害とは

- 精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他人害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者であり、行動的に定義される群
- 家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態

具体例

知的障害を伴う自閉症の診断を受けているAさん。

中学部から特別支援学校に入学し、すぐに不登校になる。家では顔が変形するほどの自傷があり、左目はほとんど見えなくなってしまった。最近は、食事や水分摂取を拒否するようになり、夜間も興奮状態が続いて朝方まで寝ることはない。ご両親は、Aさんの自傷を防ぐために交代で一晩中本人を抱きかかえながら過ごしている。

止めようとする噛みつかれたり強くつねられたりするため、ご両親とも体中傷だらけ。

睡眠もまともにとれない日々が続き、家庭生活は破たん寸前の状態になっている。

支援が困難であり、家庭崩壊や虐待につながる可能性がある

強度行動障がいへの支援

強度行動障がい対策の実践と研究は、20年以上にわたりさまざまな方法論が議論され、支援の枠組みが築きあげられてきました。

ある程度共通する「スタンダード」としては、以下の6つの支援があります。

- ① 構造化された環境の中で、
- ② 医療と連携をしながら、
- ③ リラックスできる強い刺激を避けた環境で、
- ④ 一貫した対応のできるチームを作り、
- ⑤ 自尊心を持ち一人でできる活動を増やし、
- ⑥ 地域で継続的に生活できる体制づくりを進める

強度行動障がいは、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要です。

鳥取県では、平成27年度も引き続き、社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託して研修を実施する予定ですので、積極的な受講をお願いします。

平成27年度報酬改定においても、

○ 施設入所、短期入所、GHにおける重度障害者支援加算（資料2 17～19, 21, 23～24 ページ）

○ 障害児入所支援における重度障害児支援加算（資料2 39、40 ページ）

で、研修修了者による支援等が要件になっています。

平成26年度鳥取県強度行動障がい者支援実践研修日程表

	開催日	時間	科目	内容	会場
1回目	6月26日 (木)	10:00~12:30	(講義) 1.強度行動障害がある者の基本理解	強度行動障害とは 強度行動障害と医療	倉吉体育文化会館 大研修室
		13:30~14:30	(演習) 1.基本的な情報収集と記録等の共有	情報収集とチームプレイの基本	
		14:40~16:40	グループ演習		
2回目	7月10日 (木)	10:00~12:30	(講義) 2.強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎知識	構造化	倉吉未来中心 セミナールーム3
				支援の基本的な枠組みと記録	
				虐待防止と身体拘束	
				実践報告①(児童期)	
		②(成人期)			
13:30~14:30		強度行動障害と制度			
14:40~16:40	グループ演習				
3回目	7月22日 (火)	10:00~12:30	(演習) 2.行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	固有のコミュニケーション	倉吉体育文化会館 大研修室
		13:30~16:00		行動障害の背景にあるもの	
		16:10~17:00	グループ演習		
4回目	8月12日 (火)	13:00~14:00	(講義) 余暇支援について		
		14:10~16:30	グループ演習		
5回目	9月2日 (火)	13:00~14:40	(講義) 家族の思い		倉吉未来中心 セミナールーム3
		14:40~16:30	グループ演習		
6回目	12月9日 (火)	13:00~13:40	講義		
		13:40~16:00	実践報告		
		16:00~16:30	まとめ		
		16:30~17:00	修了式		

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

※ 平成27年度の研修については、上表から変更になる可能性があります。